様式第４号（第６条関係）

〒669-6544　　令和　６年　１月１２日

香美町香住区香住８７０番地の１

香美　太郎　　様　　香美町長

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援追加給付金支給要件確認書

支給口座の内容です。ご確認をお願いします。
変更または空欄の場合は本書下部にご記入ください。

電力・　　年度の住民税の課税状況に基づき　　のとおり、支給予定額をお知らせします。以下の　　て、令和６年３月29日までに、この確認書を返送して下さい。

支給方	口座振込
支　給　日	確認書を受理した日から３０日以内
支給口座	香住銀行　　香住支店
支　給　額	

①から③の内容をご確認ください。
「はい」「いいえ」のどちらかに〇を付けてください。

■次の１の確認欄及び

１．　確認欄（以下の項目を確認し、それぞれ該当する回答に〇を　てください。）

① 世帯の中に課税者（町外者含む）に扶養されていない者がいる。	はい	いいえ（給付金を受け取れません）
② 世帯の中に、未申告の者はいない	はい	いいえ（給付金を受け取れません）
③ 世帯の中に、他市町から７万円を受け取った者はいない。	はい	いいえ（給付金を受け取れません）

※①～③の全てが「はい」となる場合に限り支給対象者に該当し、給付金が受け取れます。

上記、1の①から③の確認内容を再度ご確認いただいた上で、ご署名をお願いします。支給口座の変更または空欄でなければ、記入は終了です。
親族等の代理人が記入する場合でも、この申請者は世帯主のお名前をご記入ください。（必ずお電話番号を記入ください。）

宣誓

２．　ご署名（上記記入　　ません。）

令和 6 年 1 月 29 日	申請者氏名（世帯主）	香美太郎	電話番号（日中に連絡のつく）	090 － 1234 － 5678

■記載された口座を既に解約しているなどの理由で上記口座とは異なる口座への振込を希望す

支給口座の変更または空欄の場合のみ、世帯主名義の口座を下段にご記入いただき、裏面に本人確認資料及び口座確認資料を添付してください。
町の引き落とし口座でも可能です。その場合は該当するものにチェックをいただくだけで、口座の記入及び添付資料は省略できます。

上記口

□　（

□

※

☑　（

【受取口座記入欄】※下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類及び本　　添付してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号（※右詰めでお書きください）	口座名義(カナ)（※通帳の表記に合わせてください）
但馬（1.銀行 4.信連 7.信漁連 2.金庫 5.農協 3.信組 6.漁協）	香住（本・支店 本・支所 出張所）	1普通 2当座	1 2 3 4 5 6 7	カミ　タロウ
金融機関番号 0 1 6 4	店番号 3 0 6			

ゆうちょ銀行	通帳記号（6桁目がある場合は※欄にご記入ください）	通帳番号（※右詰めでご記入ください）	口座名義(カナ)（※通帳の表記に合わせてください）
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1　　0　※		

□　③ マイナンバーに紐づけされた世帯主（申請者）名義の公金受取口座への振込を希望します。

※　マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要。　（通帳の写し等は不要になります。）

(注)金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、香美町福祉課(電話０７９６－３６－１９６４)までお問い合わせください。

代理人が確認する場合は、裏面の代理確認（受給）に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	フリガナ 代理人氏名	申請者との関係	代理人生年月日	代理人住所
			明治・大正・昭和・平成	

親族等の代理人が確認する場合は、代理人様の氏名等をご記入ください。

上記の者を代理人と認め、
重点支援給付金の（確認・請求／受給／確認・請求及び受給）を委任します。
←法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。

世帯主氏名

世帯主の方が自署できる場合は、押印は不要です。
世帯主の方が自署できない場合は、代筆していただき世帯主の押印をお願いします。

表面で口座の指定をした場合、通帳等の写しを添付してください。
（本人確認資料も添付してください）

次の場合は不要です。
①公金受取口座にチェックをした場合
②現に使用している引き落とし口座にチェックをした場合

※支給口座の変更をしない場合は必要ありません

※①現に使用している口座　または　③公金受取口座　への振込を希望される場合は必要ありません

次の場合は本人確認資料を添付してください。
①表面で口座を指定し、通帳の写しが必要な場合
②代理人が確認する場合

■表面の上の方に記載の口座以外の口座で②に記入した口座への振込を希望される場合、又は代理人が確認（受給）する場合には提出してください

・マイナンバーカード（表面）、運転免許証、健康保険証、介護保険証、年金手帳、パスポート等の写し（いずれか１つ）

公金受取口座未登録の方	マイナンバーカードがあれば、マイナポータルから簡単に公金受取口座を登録いただけます。登録は給付金の支給要件ではありません。 「**公金受取口座**」の概要及び登録はこちら （公金受取口座制度とは） 国民の皆さまが給付金等の受取のための口座をデジタル庁に登録いただく制度です。今後の各種の申請において、申請書への口座情報の記載や通帳の写しの添付等が不要になります。